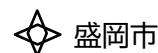


【令和3年度】幼稚園に支払うおかず代等の助成事業について

1 事業の概要



私学助成により運営する幼稚園に在籍する子どもの保護者が幼稚園に支払う給食費のうち、次に助成要件に該当する世帯に対して、副食費(おかず代やおやつ代)相当額を給付するものです。

※ 主食代や、教育時間外の預かり保育におけるおやつ代などは給付の対象になりません。

2 助成の対象となる世帯

- ・ 施設等利用給付認定を受け、私学助成により運営する幼稚園に在籍する子どもがいること。
- ・ 保護者及び対象となる子どもが盛岡市に住所を有すること。
- ・ 次の①から②のいずれかに該当すること。

① 世帯の市民税所得割合算額が133,000円未満(概ね世帯収入が550万円未満)であること。	4月から8月分は令和2年度の税額、9月から3月分は令和3年度の税額で該当可否を判定します。 ※ 寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除がされる前の所得税額を基に判断します。
② 所得に関わらず、幼稚園に在園している子どもが第3子以降であること。	「第3子以降」とは、小学校3学年修了前の子どもを1人目として、3人目以降の子どものことです。

3 助成額及び助成方法

- ・ 月額4,500円を上限として、施設に支払う給食費のうちおかず代等相当分です。
- ・ 対象となる方は幼稚園に副食費を支払う必要がなくなります。

4 申請手続きについて

助成を希望する方は「盛岡市幼稚園等副食費補足給付金支給申請書」をご利用の幼稚園に提出してください。提出期限は、幼稚園のご案内に従ってください。

市であらかじめ世帯の税額が確認できる方のうち、助成要件に該当する(見込み)となる方については、ご利用の幼稚園を通じて、申請書をご案内します。

➡ 次の世帯に該当する方は、市であらかじめ税額の確認ができない方となりますので、助成を希望する場合は施設へお申し出いただき、申請書類をご準備ください。

- ◆ 令和3年度に入園した方のうち、令和2年1月1日時点の居住地が盛岡市外の方
- ◆ 令和2年度に入園した方のうち、令和2年1月1日時点の居住地が盛岡市外であって、過去に支給申請をしたことが無い方
- ◆ 令和元年度以前から在籍している方で、過去に支給申請をしたことが無い方

※ 上記に該当する方は支給申請をもとに、該当する市区町村等へ税額照会を行います。

税額の確認ができない場合は、申請者に税額を確認できる書類の提出を求めることがあります。

5 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室
〒020-0882 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階
電話:019-626-7553(直通)



申請書の様式等について、
市ホームページでもご案内しています。